

議 事 録

会議の名称	令和2年第8回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和2年8月25日(火) 午後2時から 午後3時40まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第40号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第41号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第42号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4) 第43号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (5) 第44号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (6) 第45号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (7) 報告第34号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (8) 報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出について (9) 報告第36号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (10) 報告第37号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (11) 報告第38号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (12) 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について (13) 報告第40号 認定電気通信業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について

配付資料	<p>1 令和2年第8回本庄市農業委員会総会議事日程</p> <p>2 令和2年第8回本庄市農業委員会総会議案</p> <p>3 令和2年第8回総会事務局連絡事項</p>
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	<p>開会前に事務局から連絡をさせていただきます。</p> <p>本日のスケジュールですが、総会終了後、休憩を挟みまして、農地利用最適化推進協議会を開催いたします。また、協議会終了後には、広報広聴委員会も開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮でございますが、ご出席くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で、開会前の連絡を終わります。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。</p> <p>ここ数日、コロナウイルスの陽性の方が増えていると、防災無線で放送がありました。皆さん、充分に気をつけてください。</p> <p>ただ今から令和2年第8回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。大変お暑い中、また、新型コロナ禍の中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>また、6月と7月に皆様にお願ひしました、農地の利用集積ですが、たくさんのお申請があがってきました。これも、皆様の活動の賜物かと思ひ感謝を申し上げます。</p> <p>それから、来月の1日に県下一斉で埼玉県農業会議主催の研修会を行う予</p>

	<p>定でしたが、中止となりました。熱中症の心配やコロナ禍の中で、集まって研修会は難しく、別の形式での研修会となる予定ですので、改めてご案内させていただきます。</p> <p>本日も、たくさんの議案がありますが、よろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、吉田委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員25名中25名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は10番鈴木広子委員及び11番宮部委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案6件及び報告7件であります。</p> <p>まず、第40号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第40号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第40号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページ及び3ページをご覧ください。申請件数は、6件となります。その内訳は、売買による所有権移転5件及び遺贈による所有権移転1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地</p>

事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、永尾委員の報告をお願いいたします。
永尾委員	<p>12番永尾から報告させていただきます。7月29日申請にあたって受人から相談を受けました。5ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は児玉の生野土地改良区地内になります。土地改良後、長年にわたり受人の父が耕作をしておりました。受人の農作業従事日数は300日で、両親とともに農作業に従事しております。</p> <p>8月22日武政推進委員と聞き取り調査と受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。受人の農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、立石委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、立石委員の報告をお願いいたします。

立石委員	<p>それでは、8番立石から報告させていただきます。8月22日飯島推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。6ページ、3-3の地図をご覧ください。申請地は、高崎線西五十子踏切より100メートル北に位置しております。年間の農作業従事日数は、280日だということです。申請地には、ブロッコリーを作付け予定だそうです。受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。受人の農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。 次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、牧西地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小川委員でございます。なお、申請地位置図は、7ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、小川委員の報告をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>2番小川から報告させていただきます。8月24日内田推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。7ページ3-4の地図をご覧ください。申請地は、牧西農村公園から西に300メートルの場所に位置しております。</p> <p>受人の農業従事日数は240日です。申請地にはネギを作付け予定です。受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可する</p>

	<p>ことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原委員でございます。なお、申請地位置図は、8ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、塩原委員の報告をお願いいたします。</p>
塩原委員	<p>6番塩原から報告させていただきます。8月23日戸塚推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。8ページ3-5の地図をご覧ください。申請地は、都島浄水場から東に50メートルぐらい向かった場所に位置します。受人の〇〇〇〇〇〇〇〇が近くにあります。受人の農作業従事日数は240日です。申請地には、はくさい、ねぎ、とうもろこしのいずれかを作付け予定です。受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島5丁目地内の畑1筆、小島地内の田1筆、沼和田地内の畑1筆、都島地内の田1筆、傍示堂地内の畑1筆の合計5筆、面積は記載のとおりです。遺贈による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、茂木悟委員、塩原委員及び小川委員でございます。なお、申請地位置図は、9ページから13ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ</p>

	<p>ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。</p> <p>今回、遺贈による所有権移転ということですので、遺贈について、ご説明いたします。遺贈とは、被相続人が遺言書により相続人へ相続財産を与える行為のことをいいます。通常相続は、相続人が相続財産の全てを受け継ぐのに対し、遺贈は遺言によって遺産の全部又は一部を相続人や相続人以外の者に受け継ぐことをいいます。また、遺贈する財産を指定して行う遺贈のことを特定遺贈といい、今回の案件は、農地を指定しての遺贈となるため特定遺贈となります。この特定遺贈は、遺言で指定された財産だけを取得する権利が発生するのみとなり、今回、直接、お孫さんへの遺贈となり、法定相続人以外に対する特定遺贈となるため、農地法第3条の許可が必要となります。なお、裁判所による遺言書の検認証明書により遺言執行者及び内容を確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6については、担当委員が3名おりますが、対象面積が一番大きい、塩原委員に代表して報告をお願いいたします。</p>
塩原委員	<p>6番塩原です。整理番号6について、3地区を代表して報告させていただきます。</p> <p>沼和田・都島地区分につきましては、8月23日戸塚推進委員と、受人から聞き取りを行い、申請地及び耕作地の確認をしました。</p> <p>小島地区分につきましては、茂木悟農業委員と亀田推進委員、傍示堂地区分につきましては、小川農業委員と齊藤好幸推進委員から、8月23日に申請地及び耕作地の確認をしたとの報告をいただいています。</p> <p>受人の状況についてですが、耕作は本人と母親の2人で行っていきまして、農業従事日数は300日です。農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。主な作付品目等ですが、ネギとブロッコリーの作付けを行っております。申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号6について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、おはかりいたします。整理番号6の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第41号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第41号議案を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。</p> <p>第41号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、15ページから43ページをご覧ください。今回の申請件数は、146件です。田45筆及び畑215筆の面積合計346,647㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、私、田端は、利用権の設定等を受ける者として、同居の親族が、また、清水茂則委員、齊藤好幸委員及び飯島委員につきましては本人が議事対象となっており、立石委員及び奥原委員につきましては、利用権の設定をする者として本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>（退席後）</p>
細野会長代理	<p>それでは、ただいま会長が事故のため退席しておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行い</p>

	<p>ます。また、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長代理が議長となり、議事を整理します。</p> <p>第41号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第41号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第41号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。田端会長、清水茂則委員、齊藤好幸委員、飯島委員、立石委員及び奥原委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席後)</p> <p>会長が復席いたしましたので、議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
議長	<p>議事参与制限により退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>次に、第42号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第42号議案を説明いたしますので、44ページをご覧ください。</p> <p>第42号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>今回の配分計画の案件は、耕作者変更分のみとなります。45ページをご覧ください。耕作者が変更となる土地は、田3筆、面積合計で、1,771㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおり1名となっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影</p>

	<p>響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、新井委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>（退席後）</p> <p>第42号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第42号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第42号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。新井委員の復席をお願いいたします。</p> <p>（復席後）</p> <p>次に、第43号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第43号議案を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。</p> <p>第43号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、47ページをご覧ください。申請件数は1件で、進入路用地です。引き続いて、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、道路拡張工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、48ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内</p>

	<p>農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、以前より進入路として利用しておりましたが、今般、農地であり、農地法違反であることを認識したとのこととございます。申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのこととございます。</p> <p>以上とございます。</p>
議長	整理番号1について、福田委員の報告をお願いいたします。
福田委員	<p>16番福田より報告します。8月23日に清水文夫推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。48ページ4-1の地図をご覧ください。申請地は小山川の十二天橋から南に100メートル進んだ場所にある集落の中にあります。</p> <p>受人は犬小屋を作るにあたって、各手続きを進めたところ、建築確認の許可が必要となり、進入路用地として、今回の申請に至ったということです。</p> <p>事務局の説明にあったとおり、既に進入路として使用してしまつた件については、始末書が提出されております。周辺は住宅が建ち並ぶ集落の中にあつて、転用にあつては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議とございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議とございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第44号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第44号議案を説明いたしますので、議案書49ページをご覧ください。</p> <p>第44号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付した</p>

	<p>いので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、別紙の許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請内容を説明いたしますので、50ページをご覧ください。</p> <p>この案件は、5月の総会において、計画変更を承認相当として、県知事に意見書を送付した後、申請人から申請内容の再検討ということで、取下願が提出され、今回、再度、計画変更申請が提出されたものでございます。</p> <p>当初計画者及び承継者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆です。平成22年5月19日が許可日となっております。計画変更申請の内容ですが、当初は、事務所及び駐車場用地としての転用許可でしたが、太陽光発電施設用地としての計画変更でございます。計画変更する理由については、当初計画者は亡くなっており、相続人となっておりますが、相続人の父が当時、事業を行うにあたり手狭な為、申請地を取得して事務所及び駐車場用地として転用する予定でしたが、計画途中で亡くなってしまい、目的が達成できないまま現在に至ってしまったとのことです。計画変更の事業計画については、継承者が太陽光発電施設用地として、今回の計画変更になったものです。なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第45号議案の整理番号13で審議いただく予定でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第44号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第44号議案の計画変更申請について、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、承認相当として県知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に、第45号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第45号議案を説明いたしますので、議案書52ページをご覧ください。</p> <p>第45号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会</p>

	<p>長。</p> <p>申請内容については、53ページ及び54ページをご覧ください。申請件数は13件で、その内訳は、使用貸借権3件、賃借権6件及び所有権移転4件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の田2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、細野会長代理でございます。</p> <p>申請地は、55ページをご覧ください。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、細野会長代理の報告をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>1番細野より報告します。8月23日細野林之助推進委員と現地確認を行いました。55ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は国道17号の北側にあり、〇〇〇〇のすぐ東側にあります。</p> <p>申請事由は分家住宅用地です。受け人と渡し人は祖母と孫の関係です。今回祖母の土地を借り受け、分家住宅として利用したいとのことです。周辺は宅地化が進み、転用にあたっては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>整理番号2を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地は、56ページをご覧ください。5-2については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2について、永尾委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>永尾委員</p>	<p>12番永尾より報告します。8月22日武政推進委員と現地確認を行いました。56ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇の入り口の交差点の角にあります。周辺は住宅が建ち並んでいる中、今回の申請地のみが休耕地となっており、雑草が茂っております。</p> <p>申請事由は自己用住宅用地です。受人と渡人は親子の関係です。転用にあたっては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号3を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、駐車場及び資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、57ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、</p>

	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号3について、浅見委員の報告をお願いいたします。
浅見委員	<p>9番浅見より報告します。8月22日鯨井推進委員と現地確認を行いました。57ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は関越自動車道沿いにあり、本庄児玉インターチェンジより北西に約1kmの場所にあります。</p> <p>周辺は建売住宅用地となっております。申請事由は携帯電話通信基地の駐車場・資材置場です。既にアンテナが設置されている場所です。関越自動車道に沿った道に面しているため、交通量が多く、工事車両が路上駐車をするわけにもいかないので、申請に至ったということです。転用に当たっては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小和瀬地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、小川委員でございます。</p> <p>申請地は、58ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、小川委員の報告をお願いいたします。
小川委員	2番小川より報告させていただきます。8月23日に齊藤好幸推進委員と現地確認をしました。58ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は小和瀬の集落内にあり、小和瀬集落農業センターの南100mほどの場所に位

	<p>置しております。申請事由は自己用住宅用地です。申請人は父親の畑を借り受け、自己用住宅を建築するとのことです。申請地は宅地に囲まれており、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田委員でございます。</p> <p>申請地は、59ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、池田委員の報告をお願ひいたします。</p>
池田委員	<p>19番池田より報告させていただきます。8月22日に齊藤勇推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。59ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線吉田林交差点より約100メートル南に位置し、JR八高線ガード下の近くになります。申請事由は自己用住宅用地です。国道から奥まった場所になりますが、周辺は住宅が建ち並んでおり、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号5について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当</p>

	<p>とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明しますので、53ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、携帯電話の基地局設置工事に伴う資材置場及び駐車場用地としての一時転用です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、細野会長代理でございます。</p> <p>この認定電機通信業者の行う携帯電話の中継施設等の設置につきましては、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電機通信業者の行う中継施設等の設置又はこれらの施設を設置するために必要な道路の敷地に供する農地の転用の許可は要しないとされており、基地局設置についての事業計画書も提出されており、この後、報告第40号において報告いたしますが、今回の案件は、携帯電話の基地局設置に伴う工事用地として、一時借地するため、許可申請となったものです。</p> <p>申請地は、60ページをご覧ください。5-6については、携帯電話の基地局設置に伴う工事用地としての一時転用となります。一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされており、また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるときは、許可されることとなりますが、「工事完了後、転用許可期限内において、農地に復元いたします。」との事業計画書が提出されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、細野会長代理の報告をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>1番細野より報告します。8月23日細野林之助推進委員と現地確認を行いました。60ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は国道17号沿いにあり、日の出四丁目の信号から北西100mほどの場所に位置しております。申請事由は携帯電話基地局新設のための、資材置場・駐車場用地の一時転用となっております。工事完了後は速やかに農地に復元する予定です。転用期間は3か月です。公共性の高いものであり、一時転用であるため転用にあたっては特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひ</p>

	<p>します。</p>
議長	<p>整理番号6について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7についてですが、次の整理番号8と受人、渡人が同一で、権利区分及び転用目的も同じであり申請地についても近傍であることから、整理番号7及び整理番号8を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7及び整理番号8を一括で説明いたしますので、53ページ及び54ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、61ページをご覧ください。5-7及び5-8については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7及び8について、私から報告いたします。8月22日倉林永次推進委員と現地確認を行いました。61ページ5-7、5-8の地図をご覧ください。申請地は、主要地方道秩父児玉線沿いの周辺一帯が、かなり窪んだ場所となっています。申請事由は太陽光発電施設用地で、周辺も太陽光発電施設が多く設置されています。周辺の農地に影響もなく、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>整理番号7及び8について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7及び8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、54ページをご覧ください。申請人の</p>

	<p>住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、都島地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。</p> <p>申請地は、62ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号9について、塩原委員の報告をお願いいたします。
塩原委員	6番塩原より報告します。8月23日戸塚推進委員と現地確認を行いました。62ページ5-9の地図をご覧ください。申請地は旭公民館から東に100mほどの場所に位置しております。申請事由は自己用住宅用地です。集落の中にあり、周辺は住宅が建ち並んでいます。転用にあたりは、特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひいたします。
議長	<p>整理番号9について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号10についてですが、次の整理番号11と受人及び申請事由が同一の一時転用であることから、整理番号10及び整理番号11を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号10及び整理番号11を一括で説明しますので、54ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、牧西地内の畑1筆及び堀田地内の田5筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、送電線張替工事に伴う資材置場及び駐車場用地としての一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、整理番号10は、小川委員で、整理番号11については、前原委員でございます。</p> <p>申請地は、63ページ及び64ページをご覧ください。いずれも、送電線張替工事に伴う資材置場及び駐車場用地としての一時転用となります。一時</p>

	<p>転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされており。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるときは、許可されることとなりますが、工事完了後には、原状回復して返却する旨の記載があり、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと思われ。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われ。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、小川委員の報告をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>2番小川より報告させていただきます。8月23日に齊藤好幸推進委員と現地確認をしました。63ページ5-10の地図をご覧ください。申請地は元小山川沿いにあり、現在鉄塔が建っている場所のすぐ南側にあります。</p> <p>申請事由は送電線の張替えのための資材置場・駐車場用地です。工事期間1か月の一時転用です。工事完了後速やかに農地に復元する予定です。公共性の高いものであり、一時転用のため転用に当たっては特に問題ないと思われ。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続きまして、整理番号11について、前原委員の報告をお願いいたします。</p>
前原委員	<p>3番前原より報告させていただきます。8月23日に久米推進委員と現地確認をしました。64ページ5-11の地図をご覧ください。申請地は国道17号の北側にあり、すぐ西側は深谷市です。先ほどの5-10と同じく、送電線の張替えのための資材置場・駐車場用地です。工事期間1か月の一時転用です。工事完了後は速やかに農地に復元する予定です。公共性の高い申請であり、一時転用のため転用に当たっては特に問題ないかと思われ。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号10及び整理番号11について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10及び11の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号12について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号12を説明いたしますので、54ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p>

	<p>申請地は、65ページをご覧ください。5-12については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号12について、私から報告いたします。8月22日倉林永次推進委員と現地確認を行いました。65ページ5-12の地図をご覧ください。申請地は、地図にあります、高柳発電所から、さらに北に高柳の池があるのですが、そこから南に150メートルぐらいの場所に位置します。現況は北斜面で山林と化しています。申請事由は、駐車場用地です。転用にあたっては特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>整理番号12について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号12の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号13について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号13を説明いたしますので、54ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田委員でございます。</p> <p>申請地は、66ページをご覧ください。5-13については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号13について、池田委員の報告をお願ひいたします。</p>

池田委員	<p>19番池田より報告させていただきます。この案件については、第44号議案で計画変更を承認されたものでございます。8月22日齊藤勇推進委員と現地確認をしました。66ページ5-13の地図をご覧ください。申請地は国道462号と国道254の号の交差点から南に200メートルの場所に位置します。申請事由は、太陽光発電施設用地です。近隣はアパートや住宅、太陽光発電施設もあり、転用にあたっては特に問題ないかと思われま。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号13について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号13の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第34号を事務局よりお願ひします。</p>
事務局長	<p>報告第34号を説明いたしますので、議案書67ページをご覧ください。</p> <p>報告第34号農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、農地法第3条第1項第13号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございませ。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、68ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございませ。以上でございませ。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第35号を事務局よりお願ひします。</p>
事務局長	<p>報告第35号を説明いたしますので、議案書69ページをご覧ください。</p> <p>報告第35号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございませ。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、70ページ及び71ページをご覧ください。専決処分件数は、8件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございませ。以上で</p>

	<p>ございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第36号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第36号を説明いたしますので、議案書72ページをご覧ください。</p> <p>報告第36号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。</p> <p>本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、73ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第37号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第37号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。</p> <p>本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、75ページから77ページをご覧ください。専決処分件数は、14件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第38号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第38号を説明いたしますので、議案書78ページをご覧ください。</p> <p>報告第38号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が79ページ及び80ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていること</p>

	<p>が必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第39号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第39号を説明いたしますので、議案書81ページをご覧ください。</p> <p>報告第39号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、82ページ及び83ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、10件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第40号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第40号を説明いたしますので、84ページをご覧ください。</p> <p>報告第40号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>事業計画書については、85ページをご覧ください。届出件数は、1件です。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>事務局説明</p> <p>閉会</p>

令和2年第8回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和2年8月25日(火)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時40分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席	○	児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席	○		武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	欠席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席				齊藤 勇

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭

書記

農地係長 飯島 崇